

# 公 募

平成26年4月30日  
独立行政法人農林漁業信用基金

下記の業務を行う特定の技術等を有する者を公募します。応募される方は、本公募内容を了承のうえ、下記によりご応募ください。

## 記

### 1 業務概要

- (1) 業務名：林業信用保証業務の「情報系システム」（以下「情報系システム」という。）における信用格付と資産査定結果の整合性を確保するために行う各種分析・検証並びに「情報系システム」の提言についての業務
- (2) 業務内容：別紙「仕様書」による。

### 2 参加資格

次の(1)及び(2)に適合する者であること。

- (1) 下記①、②及び③に該当しない者であること。
  - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
  - ③ 反社会的勢力に該当すると認められる者
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間経過している者であること。また、これらの者を代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。
  - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ⑥ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - ⑦ 競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載しなかった者

⑧ 商法、その他の規定に違反して営業を行った者

### 3 必要とする要件

次の(1)～(3)に適合する者であること。

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が運用する林業信用保証業務における「情報系システム」（以下「情報系システム」という。）は、株式会社金融エンジニアリング・グループが開発し、著作権等を有するため、同社との著作権等の権利の帰属に係る協議を行い、「情報系システム」の改変許諾及びソースコード提供等同システムのメンテナンスに必要な事項について了承を得ていること。
- (2) 「情報系システム」の設計・性能・機能・仕様・データベース等を十分理解していること。
- (3) 「情報系システム」と同等のシステムについて開発実績を有していること。

### 4 手続き等

- (1) 応募先及び問い合わせ先

〒101-8506

東京都千代田区内神田1丁目1番12号 コープビル11階

独立行政法人農林漁業信用基金 林業管理室業務推進課（担当：長島）

TEL：03-3294-5583

FAX：03-3294-5595

- (2) 仕様書の交付期間及び場所

平成26年4月30日（水）から平成26年5月19日（月）まで(1)に同じ。

- (3) 応募期限及び応募方法等

- ① 期限：平成26年5月26日（月）15時まで
- ② 場所：(1)に同じ
- ③ 方法：持参、郵送（書留郵便に限る。郵送の場合は期限まで必着のこと。）
- ④ 提出書類  
ア. 参加意思確認書（様式自由）  
イ. 「3 必要とする要件」を満たすことを証する書面（様式自由）

### 5 応募結果の公表等

- (1) 応募の結果は、信用基金のホームページで公表する。
- (2) 上記2及び3の要件を満たす応募が一者の場合には、当該者との随意契約に移行する。  
また、応募が複数ある場合は、一般競争もしくは企画競争に移行する。その場合には、別途公告する。

### 6 その他

提出書類の作成・応募等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しないものとする。

## 7 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することになるため、応札若しくは応募又は契約の締結をもってこれに同意されたものとみなすこととし、情報提供等の協力をしていただけない場合には、その名称等を公表させていただくことがあり得るため、あらかじめご了承ください。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

### (3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（以上）